

#### 第4回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

##### 意見交換会（どではら環境保全会） 概要

1 日 時 平成28年9月13日（火）15時50分～16時40分

2 場 所 那須塩原市役所 3階303会議室

3 出席者

（第三者委員）三石委員長、板橋委員、市田委員、岡委員、小谷委員、白川委員

（どではら環境保全会）横田代表、熊田事務局

（那須塩原市）農務畜産課 久利生課長、磯農業振興係長、戸室農業振興係主査

（栃木県）農政部 杉本次長

農政部 経営技術課 植木課長、上野課長補佐

農政部 那須農業振興事務所 吉澤参事兼所長、小野崎経営普及部長

（農林水産省）生産局 農業環境対策課 河内課長、相原課長補佐、井田課長補佐

関東農政局 生産部 中田部長

関東農政局 生産部 生産技術環境課 篠田課長、中田課長補佐

どではら環境保全会より、資料6に基づき、取組概要について説明。委員からの質問、意見及びそれらに対する回答は以下のとおり。

（委員） 先ほどのほ場での説明の中で、元々のどではら会というのは集落単位の集まりということで、どではら環境保全会の方はそうではないという話があったが、どではら会の時には、より多くの農家が参加していたのか。

（どではら） どではら会は当初35名ほどが参加しており、現在は29名となっている。世代交代が進む中で一部の農家から、うちは勤めながら農業を営んでいるので交流会への参加や東京に出向くといった活動は遠慮したい、という意向が出てきたため、現在の人数となっている。どではら環境保全会はどではら会のメンバーの中で別に組織作りをして、23名の農家が参加し、環境保全型農業直接支払に取り組んでいる。他にもメンバーはいるが、地域の

集落単位の保全会で同じような取組をしているメンバーもあり、ほぼ全ての農業者がカバークロープに取り組んでいる。先ほど現地でご覧になった方もいるかもしれないが、地域の保全会で看板を立てており、カバークロープとは別の事業で継続的に取り組んでいる。地元環境を大事にしましょうという地域への啓蒙活動の一環として、花壇づくりや国道沿いの草刈り、農業用水路の保守点検等を行っている。どではら環境保全会は大きい意味での交流ということで、カバークロープに特化した活動を行っている。

(委員) 年齢的には、どではら環境保全会の方が若いということはないのか。

(どではら) 60代が担い手となっており、若い人も若干いるが30代はいない。

(委員) 道路の草刈り等を行っているのは、より年配の方が多いのか。

(どではら) 私は今年60歳だが、私より若い人は二人くらいで、後は先輩方となり、70代でも現役で活動している。

(委員) それはどではら環境保全会の方か。

(どではら) 下厚崎集落の環境保全会である。

(委員) 生産した米は、全量を生活クラブ生協に販売しているのか。

(どではら) 以前は全量を販売していたが、米の消費量が落ちているため、生活クラブ生協でも全ての販売が難しくなっていること、また農地流動化の進行により、1戸当たりの耕作面積が増えることで生産量が増えていることから、農協を通じての販売や、冷凍食品用としての販路を築いているところである。

(委員) 生活クラブ生協以外に販売するようになったのは、最近のことか。

(どではら) ここ3年くらいで始めた。今までは、生活クラブ生協に卸事業があったので余裕を持って買い上げてもらい、消費できなかった分は色々な方法で販売をしていた。しかし、制度変更により、生協で卸部門を持つことができなくなり、卸部門がなくなったことで、ある程度きっちりした数字で契約されるようになったため、余った分の売り込みに苦労しているところである。

(委員) どではら環境保全会では、特別栽培農産物の認証は受けていないということ

だが、何か理由はあるのか。

(どではら) 減農薬を始めた頃に、買い手の方が取組を理解してくれて、価格も通常の流通価格より高めに買ってくれていたため、あえて特別栽培等の認証を受ける必要がなかった。ただし、生産者は全員エコファーマーの認定は受けている。

(委員) 今後、生活クラブ生協以外に販売していくときには、こういった認証が必要になってくる可能性はあるか。

(どではら) 取組を理解してくれる業者がいれば、そちらに販路を築いていきたい。

(委員) 資料6のうち取組の効果の部分で、過剰な窒素成分の環境への流出という記述があるのは、過剰に窒素を投入しているという認識があるということか。

(どではら) 土壌分析は、面積的にも費用的にも密な検査はできない。年配の方は、肥料を使えば使った分だけ生産量が増えるというような認識であり、どうしても窒素過剰になってしまう。堆肥も、家畜の種類によって窒素の割合が違うので一概には言えないが、どちらかというとな窒素は過剰気味ではないかと心配している。そのため、緑肥で補っていく方が自然な作り方ではないかと思っている。

(委員) 環境保全型農業直接支払の経済的な効果はどれくらいあるか。

(どではら) 取組が増えているのは、経済的に助かっているということの表れではないかと思う。去年は秋に長雨が続き、カバークロープの取組として、湿害に弱い麦を2～3回播種し直すなどの手間をかけている人もいる。手間はかかるが、経済的にもかなり大きな部分を占めており、今後はますます取組が増えていくのではないかと考えている。

(委員) 堆肥の施用の取組実績がゼロというのは、何か理由があるか。

(どではら) 実際には鶏糞や豚糞、牛糞を使ってはいるが、環境保全型農業直接支払の取組では、ただ堆肥を施用するだけでなく、土壌分析を実施するなど他の要件がかかってくるため、取り組んでいない。カバークロープは、農作業の一連の流れの中で取組ができることから、環境保全型農業直接支払の中で取り組んでいる。

(委員) 今の制度で、現状に合っていないのはどういった部分か。

(どではら) 行政は年度で動いているため、カバークロップのすき込みは年度内に終わらせるという決まりがあるが、生産者としては、草丈が伸びる4月上旬頃まで作付けしてからすき込んだほうが、緑肥としての効果があるのではないかと考えている。

(委員) 1ヶ月でだいぶ違いはあるか。

(どではら) 然り。あまり大きくなっても作業に支障を来すため、程度の問題はあるが、4月に入ってから作業完了を認めてほしい。

(農水省) 3月までにというのは手続きの問題であり、4月にすき込んでもかまわない。ただし、事業として年度内に完了する必要があることから、交付金は翌年度に支払われることになる。農業者の方が翌年度の支払で良いということであれば、対応できる。これは国の制度上の話であるため、どちらを選択するかは県、市町村、農業者の間で話し合っていたきたい。

(どではら) 構成員のお金を預かる立場なので、年度内で支払ってもらいたいというのが本音である。交付金は年度内に支払うが、作業の完了は4月に入っても良いということにはできないか。

(農水省) 年度内に作業を終わらせないと事業が完了したことにならないため、困難である。

(どではら) 今後、施策評価を踏まえて制度を見直していくという話であるが、取組が軌道に乗ってきたところであるため、制度は継続的に推進していただきたい。

(委員) 冬期湛水管理に2名の方が取り組まれているということだが、取組によってほ場の生き物が多くなったというようなことはあるか。

(どではら) 実際に調べているわけではないので、これだけ増えたと具体的には申し上げられない。

(どではら) 冬期湛水管理によって、昔はいなかったシラサギが増えてきていることなどをみると、鳥たちには良い環境ではないかと思っている。東北では、ツルなどが水辺に来るが、雪が降ると餌がなくなる。水を張っていると雪が解けるので餌を採りやすいようである。収穫後にはほ場に米粒も残っているので、それも餌にしているのではないか。また、ドジョウも増えている印象が

あり、昔は川や用水路の側でしか見られなかったが、川の水が入らない水田にも生息しているようである。

(委員) 冬期湛水管理だけでなく、化学肥料・農薬の5割低減の取組など色々な取組が効果を発揮していると考えられるか。

(どではら) 然り。環境は良くなってきている。

(委員) 日々の農作業がある中で定量的なデータを取ることは難しいとは思いますが、どこかの段階で、例えばトンボの数などをある時期とある時期で比較して、明らかに増えているということが示されると、社会的にも非常に意義のある取組であると多くの人に納得してもらえないのではないかと思う。是非、機会を見つけてそういうことを行っていただければと思う。

(委員) 全く知らない人の立場で現地を見たとき、環境保全型農業の取組をしている水田とそうでない水田の違いが、一般の方にはわからない。説明を受ければよくわかるため、例えば立て看板が良いのかはわからないが、ここではこういった取組をしていると示すものがあつた方が良いかと思う。一般の方が見ると、環境保全型農業に取り組んでいる水田は単に雑草が生えているように見えて、むしろ雑草が生えてない水田の方がしっかりやっている農家なのだという誤解を生みかねないように感じた。農家の皆さんは努力されているのだから、その努力がわかるような形になると良いのかなと思う。

(どではら) 地域でも感じていることである。設立当初から、草が生えているのはどではらの水田ばかりだと言われてきた。守るべき基準に沿って取組を行えば、草が生えてしまうことはやむを得ない。委員がおっしゃられたように、立て看板があれば良いのかなとも思うが、一軒で200以上のほ場を耕作している農家もあり、看板の量だけで膨大になってしまう。

(委員) 看板ではなくても、例えば、栃木県等で作成するパンフレットの中で、この地域では水田にこういう草があつても雑草ではありません、環境保全型農業を実施している関係でヒエが入っていますといったように説明を工夫したPRができないかとも思う。そうした方法であれば、農家個人には負担がかからない形で、この地区の水田風景は見慣れた風景とは少し違いますよという説明ができるのではないか。

(どではら) 本来なら草は生えない方が良いが、基準に従うと、ほ場の条件の違い等もあり、草が生えてしまうこともある。

(委員) さらに色々な話をお聞きしたいところではあるが、時間が来たため、この辺りで意見交換会を終了させていただく。環境保全型農業直接支払は非常に重要な取組であり、全てを生産者に努力させる、全てを行政に負担させるといったことではなく、全体の中でいかに進めれば良いかということを考え、その中で資源をどう配分していくかということを考える必要があると感じた。是非、本日得た知識をそれぞれの立場で活用していただき、良い方向に向かっていければと思う。

(農水省) 非常に闊達な意見交換をしていただき感謝申し上げます。現場で実際に取り組んでいる方々に生の声を伺うことができ、第三者委員会の委員の方々においては、しっかりと意見を頂戴したと思っている。中間年評価に向けた作業は今後も続くが、本日の成果を次回以降の委員会に反映できるよう、事務局として準備をしまいたい。栃木県、那須塩原市、農業者の方々に改めて御礼を申し上げ、意見交換会を閉会させていただく。次回の第三者委員会については、11月に農林水産省での開催を予定しており、改めて事務局から御連絡させていただくので、よろしくお願い申し上げます。

以上